

救急車による  
転院搬送ガイドライン  
—病 院—

平成 17 年 1 0 月

平成 19 年 3 月改正

神戸市消防局

# 目 次

1 救急業務とは	1
2 救急出動と転院搬送の実態	1
3 転院搬送の基本的な考え方	2
4 救急車による転院搬送ガイドライン	3
5 転院搬送時対応マニュアル（病院用）	4
6 救急車による転院搬送依頼書	5

## 1 救急業務とは

救急業務とは、消防法第2条第9項に示すとおり、災害や事故等、生命の危険や著しく悪化する恐れのある症状を示す傷病者を、迅速に搬送する適当な手段がない場合に救急隊により医療機関等へ搬送することです。

## 2 救急出動と転院搬送の実態

救急出動件数は、増加の一途を辿っている中で、救急車の空白時間、空白地域（救急車が多数同時出動することで、ある地域に救急車がない時間帯）が、現実問題として起こっており、今後も救急需要の増加が予想されます。

救急需要の増加は、緊急を要する傷病者のところへ、救急車が駆けつけるまでに長時間を要することになり、救命率の低下に繋がることが懸念されます。

一方「転院搬送」による救急出動件数は、「急病」「一般負傷」「交通」に次いで多く、平成16年中の全救急出動件数の約7%を占め、救急需要と同様に増加しています。この転院搬送について、神戸市救急需要対策懇話会\*で次のとおり指摘されました。

- ① 現在の転院搬送には、往々にして救急車が利用されており、消防機関による救急業務の負担となっている。
- ② 不急の場合の転院搬送においては、救急車の有効利用の観点から患者等搬送事業者等の活用を図る必要がある。
- ③ 医療機関が、患者を他の医療機関に転送する場合、救急車と患者等搬送事業者と、どちらを利用するかで、患者への対応に不公平感が生じないように配慮し、転院搬送に際して救急車の運用も統一するよう努めるべきである。

以上を踏まえて、消防局では、本来の消防救急業務をより円滑に行うために転院搬送に関するガイドラインを作成しました。

### 神戸市救急需要対策懇話会

平成16年3月、学識経験者、医療従事者、行政等12名の委員で構成する「神戸市救急需要対策懇話会」を立ち上げ、「救急需要対策広報」「転院」「民間救急の活性化」「受益者負担」等の様々な観点から4回検討し、平成16年9月、神戸市救急需要対策懇話会から「救急需要増大に対する取り組み提言」が神戸市に提出された。

### 3 転院搬送の基本的な考え方

- ① 転院搬送とは、医療機関で初療以降の傷病者を他の医療機関へ搬送することをいいます。

この転院搬送は、基本的に医療機関の責任において実施されるものであり、救急車による転院搬送の場合には医師又は看護師の同乗が必要ですが、医療機関の規模、診療体制等で同乗が出来ない場合は考慮いたします。

消防機関による救急業務に該当する場合には、次の一定の緊急性が求められます。

**救急業務に該当する転院搬送とは、以下に該当する場合のみである。**

- 当該医療機関の医師の判断により、
- 緊急に他の専門病院等に搬送する必要があり、
- 他に適当な手段がない場合である。

※詳細は、「4 救急車による転院搬送ガイドライン」参照

- ② 緊急性のない転院搬送については、基本的に患者等搬送事業者等を利用していただきます。
- ③ 医療機関が転院搬送を消防機関に要請する場合は、119番通報が必要です。
- ④ 救急隊による搬送を迅速・確実に行うため、救急隊が到着すれば、転院搬送依頼書をお渡しください。
- ⑤ 消防局は、「4 救急車による転院搬送ガイドライン 転院搬送の要件」に該当しない転院要請について可否を判断します。
- ⑥ 長距離転院搬送やヘリによる転院搬送については、消防局と別途個別に協議し判断します。

#### 4 救急車による転院搬送ガイドライン

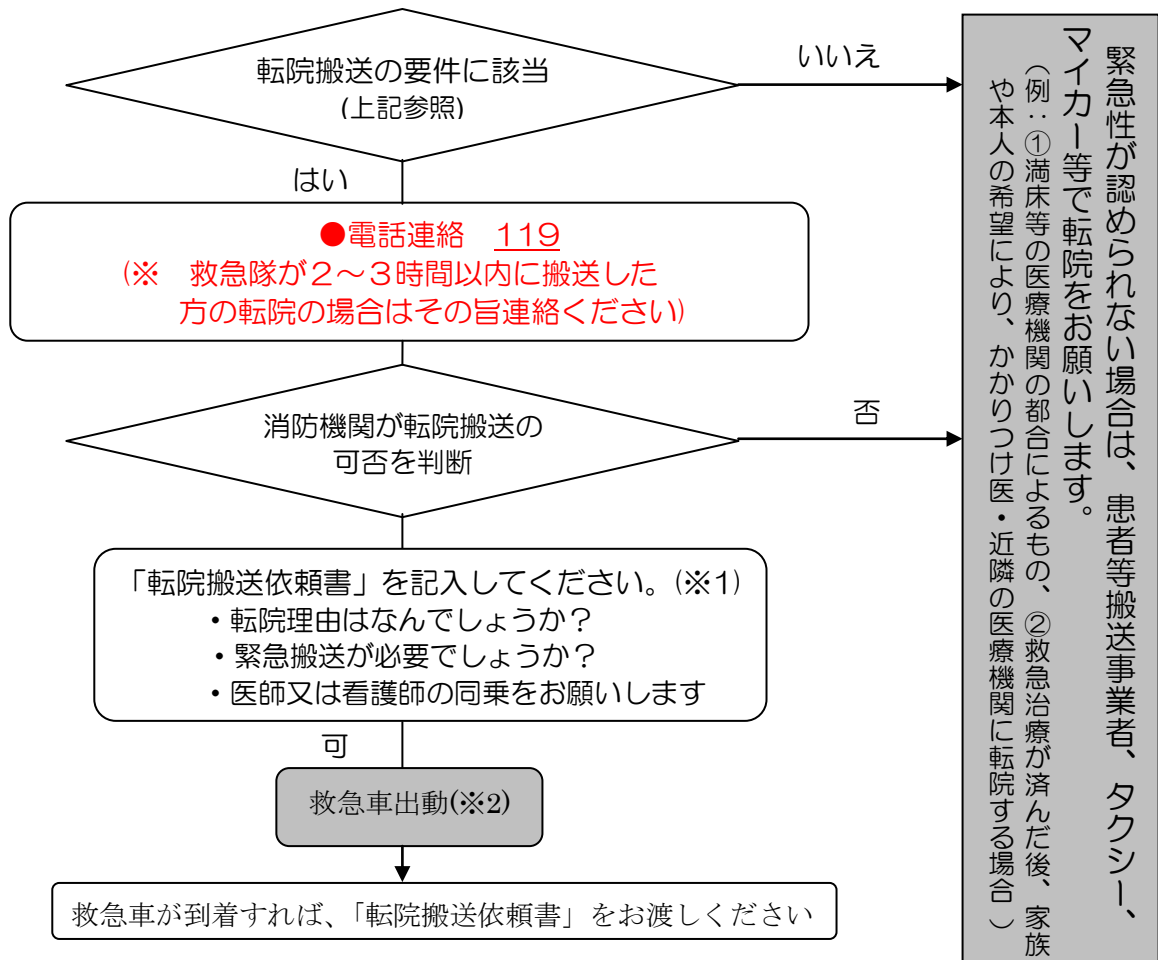
転 院 搬 送 ガ イ ド ラ イ ン	
1. 転院搬送の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手術や検査等が必要な場合、或いは臓器移植に基づく臓器搬送・ドナー搬送など、緊急性が認められる場合</li> <li>●専門科目や特殊科目への緊急の受診が必要な場合</li> <li>●その他、<u>医師が「緊急に搬送する必要がある」と判断する場合</u></li> </ul> <p>※緊急性が認められるとは、 例示すれば、生理学的異常（意識レベルの低下、呼吸・循環の異常、ショック症状等）や解剖学的異常（頭部・骨盤・両下肢等の骨折、重傷熱傷、デグロービング損傷、多指切断等）や神経学的異常（瞳孔異常等）により迅速に他の医療機関への搬送が必要な場合をいいます。</p>
2. 搬送先病院の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●搬送先医療機関の確保については、原則として転院元医療機関で交渉・確保して下さい。</li> </ul>
3. 医師又は看護師の同乗	<p>①救急隊は医療行為ができないため、容態急変に対応するためには医師又は看護師の同乗が必要です。</p> <p>②救急車に同乗すれば休診になる等、医療機関の規模・診療体制等により、同乗が困難な場合は考慮します。その場合は、救急隊へ「転院搬送依頼書」での搬送情報の提出や連絡とともに、医師による転院先医療機関への申し送りをして下さい。</p> <p><u>※2～3時間前に救急隊が搬送した傷病者の転院搬送は、119番通報時にこの旨を連絡いただければ、医師等の同乗は医師が判断して下さい。</u></p>
4. 転院搬送の判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消防局は、「転院搬送の要件」に該当しない転院要請について可否を判断します。</li> </ul>
5. 患者等搬送事業者、タクシー、マイカー等の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●患者等搬送事業者、タクシー、マイカーをお願いする場合             <ul style="list-style-type: none"> <li>①満床・医師不在等の医療機関の都合によるもの</li> <li>②かかりつけ医・近隣の医療機関である等、家族や本人の希望によるもの</li> <li>③末期治療のためのもの</li> </ul> </li> </ul> <p>など緊急性が認められない場合</p>
6. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●長距離転院搬送やヘリによる転院搬送依頼については、別途個別に協議し判断します。</li> </ul>

## 5 転院搬送時対応マニュアル

### 転院搬送の要件

- 手術や検査等が必要な場合、或いは臓器移植に基づく臓器搬送・ドナー搬送など、緊急性が認められる場合
- 専門科目や特殊科目への緊急に受診が必要な場合
- その他、医師が「緊急に搬送する必要がある」と判断する場合

※満床のため受入不可である医療機関に、救急隊から一旦診察のみ依頼し、その後2～3時間以内の転院搬送要請については、この限りではありません。



#### ※1 「転院搬送依頼書」を記入にあたって

- ・救急車で緊急に搬送しなければならない具体的な内容を緊急性の有無に記載して下さい。なお、救急隊は転送の可能性があっても、引き継ぎが完了すれば次の出動体制に入りますので一旦引き揚げることもあります。救急隊が引き揚げた後、転送する場合は、救急要請の際、〇時に〇〇救急隊が搬送してきた旨、依頼書への記入及び通報時に併せてお伝え下さい（この場合、医師等の同乗は可能な範囲でお願いします）。
- ・救急隊は医療行為ができません。容態の急変に対応するため医師又は看護師の同乗を必ずお願いします。ただし、医療機関の規模・診療体制等により同乗が困難な場合は、その旨記載・連絡して下さい。その場合個別に可否を判断させていただきます。

#### ※2 救急車が着くまでに

転院搬送に際しては、救急隊処置等必要な事項の申し送り、速やかな転院のための事前準備（ベッドから移動しておく、搬入口付近で待機しておく等）をお願いいたします。

#### ※その他注意事項

- ・転院搬送を実施した後、転院先医療機関から救急車は出動体制に入ります。帰りの交通機関の確保は、転院元医療機関で対応をお願いいたします。（救急車による送迎は行いません。）
- ・転院搬送を実施した後、転院理由等に関し、後日、説明を求める場合があります。御了承願います。



